

確 認 書

1. 2007 年地域手当について

地域手当は人事院勧告に準拠して 12% とすべきであるが、平成 19 年度は経過措置として府中・小金井両地区とも 11% に据え置く。平成 20 年度以降は、人件費の算出根拠を踏まえ、1 月の経営協議会前に労使双方で実質的な協議を行う。なお、平成 18 年 3 月 29 日付け確認書の内容を再度確認し、府中地区から相模原市等へ勤務命令される場合の地域手当については、学長の承認のもと府中地区と同等の取り扱いとするように措置する。

2. 学校教育法改正に関連した学内の職種と待遇について

助教は大学の教育と研究を担う立場にあり、本学を安定的に発展させる重要な職種の一つであることを確認する。助教、助手、教務職員、技術職員、事務職員との役割分担は重要であり、職場の労働実態にふさわしい職種の位置づけと待遇についての調査・検討を労使双方で進め、協議する。

3. 教職員評価制度について

教員活動評価の結果は、懲戒処分の判定事由や昇給範囲の決定には直接結び付けない。教職員の評価にかかる労力は、できるかぎり軽減し本務に支障がないようにする。

以上、確認する。

平成 19 年 4 月 10 日

国立大学法人東京農工大学

学長 小畠 秀文

署名 小畠秀文

東京農工大学職員組合

中央執行委員長 高田 秀重

署名 高田秀重